

後期高齢者医療制度のお知らせ

～令和7年度の保険料のお支払いと保険証および資格確認書の一斉更新について～

◆令和7年度の保険料

令和7年度の保険料は、7月に個別にお知らせします。

＜保険料の計算方法＞

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割} \\ \hline \text{【1人あたりの保険料】} \\ \hline \text{52,953円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割} \\ \hline \text{【本人の所得に応じた額】} \\ \hline \text{(令和6年中の所得－最大43万円)} \\ \hline \text{×11.79\%} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{1年間の保険料} \\ \hline \text{【限度額80万円】} \\ \hline \text{(100円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array}$$

- ・1年間の保険料の上限額は80万円です
- ・年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します
- ※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです
- ※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります

◆保険料の軽減

①均等割の軽減(年額)

- ・軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します
- ・被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります
- ・昭和35年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得は、さらに15万円を引いた額で判定します

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定のち所得額)	均等割の軽減割合
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	7割
43万円 + (30万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	5割
43万円 + (56万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	2割

※給与所得者等とは、次のいずれかに該当する方となります

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が65歳未満の方で60万円、65歳以上の方で125万円を超える方

②被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減となります(52,953円→26,476円)。

※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません

◆保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、民生課健康保険係へご相談ください。災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方は、保険料の減免を受けられる場合があります。

◆保険料のお支払い方法

保険料の納め方は、原則「年金天引き」です(申し出によって「口座振替」も可能)。ただし、次の(1)～(3)のいずれかに該当する方は「年金天引き」の対象となりません。「納付書」か「口座振替」で納めてください。

※社会保険料控除は、「年金天引き」の方は本人、「口座振替」の方は口座名義人に適用されます

- (1)介護保険料が「年金天引き」されていない方
(年金額が年額18万円未満の方)
- (2)介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金の受給額の半分以上を超える方
- (3)新たに制度に加入された方の半年の期間

納付書払いの方で「口座振替」を希望される方は、郵便局または渡島信用金庫でお申し出ください。

必要なもの：本人の保険証、お支払いする口座の預金通帳とお届け印

◆保険証または資格確認書の有効期限が切れます

現在ご使用の水色の保険証または黄緑色の資格確認書の有効期限が、令和7年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

○水色の保険証をお持ちの方

- ・下記「黄緑色の資格確認書をお持ちの方」以外の方

○黄緑色の資格確認書をお持ちの方

- ・令和6年12月2日の保険証廃止後に資格取得した方
- ・令和6年12月2日の保険証廃止後に住所変更や負担割合が変更となった者

保険証

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 令和7年 7月31日 交付年月日 令和6年 7月 1日	
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
負担割合	1割
発給年月日	平成20年 4月 1日
発給期限	平成20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011000 公印(朱)

資格確認書

後期高齢者医療資格確認書	
有効期限 令和7年 7月31日 交付年月日 令和6年12月 2日	
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
負担割合	1割
発給年月日	平成20年 4月 1日
発給期限	平成20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011000 公印(朱)

◆黄緑色の「資格確認書」を交付します

現在、ご使用の水色の保険証または黄緑色の資格確認書の有効期限満了後には、代わりとなる黄緑色の「資格確認書」を交付します。新しい「資格確認書」は、令和7年8月1日から令和8年7月31日までご使用いただけます(お手元に届いてすぐにはご使用できません)。

なお、今回交付する「資格確認書」は、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード(以下、「マイナ保険証」という)の保有状況に関わらず、令和8年7月末まで暫定的な運用として一律で全被保険者へ交付します。

医療機関等を受診する際に「資格確認書」を提示することで、これまでの保険証と同様にお使いいただけます。一方で、マイナ保険証には様々なメリットがありますので、マイナ保険証をお使いになれる方は、ぜひマイナ保険証をご利用ください。

後期高齢者医療資格確認書	
有効期限 令和8年 7月31日 交付年月日 令和7年 8月 1日	
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
負担割合	1割
発給年月日	平成20年 4月 1日
発給期限	平成20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011000 公印(朱)

◆「資格確認書」に限度区分等を記載することができます

資格確認書の以下①～③の欄は、本人の希望に基づいて、申請により併記することが可能です。なお、過去に「限度額適用・標準負担額減額認定証」や「限度額適用認定証」が交付されていた方は、①②がすでに併記されていますが、本人の希望により申請していただくことで資格確認書に併記しないことも可能です。

- ①限度区分、限度区分の発効期日
 ②長期入院該当日
 ③特定疾病区分、特定疾病区分の発効期日

◆限度区分…医療費が高額になったときの自己負担限度額や入院した時の食事代などの区分を示しており、前年の所得に応じて決まります。資格確認書の表記は次のとおりです。

限度区分	自己負担割合	対象者
現役Ⅲ	現役並み所得者 3割	住民税の課税所得(注1)が690万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方
現役Ⅱ		住民税の課税所得(注1)が380万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方
現役Ⅰ		住民税の課税所得(注1)が145万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方
一般Ⅱ	一定以上所得者 2割	以下の(1)と(2)両方の要件に該当する方 (1)同一世帯に住民税の課税所得(注1)28万円以上145万円未満の被保険者の方がいる。 (2)同一世帯内の被保険者全員の「年金収入+年金以外の合計所得金額(注2)」の合計金額が ・被保険者が1人の場合 → 200万円以上 ・被保険者が2人以上の場合 → 320万円以上
一般Ⅰ	1割	住民税課税世帯で一般Ⅱに該当しない方
区Ⅱ		世帯全員が住民税非課税であり、区Ⅰに該当しない方
区Ⅰ		世帯全員が住民税非課税であり、次のいずれかに該当する方 ・世帯全員の所得が0円(注3) ・老齢福祉年金を受給している方

(注1) 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税基準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)を差し引いた後の金額)であり、確定申告書(所得税)に記載された課税される所得金額とは異なります。

(注2) 給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除します。

(注3) 公的年金控除は80万6,700円(令和7年7月までは80万円)を適用します。給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除します。

◆長期入院該当日…直近12か月の入院日数が90日を超える市民税非課税世帯(区Ⅱ)に該当し、申請により認定を受けている方のみ記載できます。

◆特定疾病区分…特定疾病療養受療証をお持ちの方で資格確認書に併記を希望する場合は、申請により記載できます。資格確認書の表記は次のとおりとなります。

特定疾病区分	認定した疾病名
区分A	人工腎臓を実施している慢性腎不全 (腹膜灌流のみを実施し人工腎臓を実施していない慢性腎不全を含む)
区分B	血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害または先天性血液凝固第Ⅸ因子障害(いわゆる血友病)
区分C	抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群 (HIV感染を含み、厚生労働省大臣の定める者に係るものに限る)

◆暫定運用終了後の要配慮者への資格確認書の交付は一度申請が必要です

暫定運用終了後、マイナ保険証をお持ちの方については、原則「資格確認書」を発行することができません。ただし、一度、要配慮者でありマイナ保険証を利用できないことを理由とした交付申請があれば、その後の更新時においては、申請なく資格確認書を発行します(毎年申請いただく必要はありません)。

※要配慮者とは、介助者等の第三者が被保険者本人に同行して本人の資格確認を補助する必要がある等、マイナ保険証での受診が困難な高齢者や障がい者などが対象となります

※お問い合わせ先 北海道後期高齢者医療広域連合(011-290-5601)
住所：060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階
役場民生課健康保険係(01372-7-5290)

○ 駒ヶ岳火山観測情報 ○

令和7年5月に観測された駒ヶ岳の状況についてお知らせします。

- 全 般 火山活動は静穏に経過しており、噴火の兆候は認められません。噴火予報(噴火警戒レベル1、活火山であることに留意)に変更はありません。
- 噴煙活動 山頂に設置した監視カメラでは、昭和4年火口でごく弱い噴気を観測しました。山麓に設置した監視カメラでは、今期間、噴気は観測されていません。引き続き、噴気活動は低調な状態です。
- 地震活動 火山性地震は少なく、地震活動は低調な状態です。火山性微動は、観測されていません。
- 地殻変動 GNSS連続観測では、2024年1月以降、特段の変化は認められていません。長期的には、山頂火口原を挟む基線で断続的に伸長傾向が続いています。
(GNSS観測：GPS含む衛星測位システムの総称)

- ①詳細は札幌管区気象台ホームページでも閲覧することができます。
<https://www.jma-net.go.jp/sapporo/>
- ②気象庁ホームページに駒ヶ岳の火山観測データが掲載されています。火山活動状況などの把握にご利用ください。<http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/open-data/open-data.php?id=113>

Panasonic
Eolia エオリア
CS-Jタイプ

ナノイーX搭載で
お部屋の空気も
エアコン内部
も清潔!



エアコン

お見積り
無料!!

※工事費各別途

6畳用	88,000円	税込
8畳用	99,000円	税込
10畳用	110,000円	税込

12畳以上対応エアコンもあります。寒冷地向け暖房エアコン・業務用などもご相談ください!

(株)ワタナベ電器
亀田郡七飯町
字大沼町817-4
まずはお気軽にお問い合わせくださいませ!

☎0138-67-2250
ワタナベ電器 大沼

